

横浜国際園芸博覧会具体化検討会 設置要領

(設置目的)

第1条 農林水産省及び国土交通省は、横浜市において2027年の開催を予定している国際園芸博覧会（以下「横浜国際園芸博覧会」という。）について、BIE（博覧会国際事務局）認定に向けた協議を行う必要があることから、計画案について充実すべき事項等について検討を行うため、有識者からなる横浜国際園芸博覧会具体化検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 横浜市が作成する横浜国際園芸博覧会の計画案について、BIE認定に向けて充実すべき事項等に関すること
- (2) その他、横浜国際園芸博覧会の開催に関して必要と認められること

(組織)

第3条 検討会は、別紙に記載する委員をもって構成する。

2 検討会の委員は、農林水産省生産局長及び国土交通省都市局長が委嘱する。

(座長)

第4条 検討会の円滑な進行等を図るため、進行役として座長を置くことができ、その職は、委員の互選により選任する。

(検討会)

第5条 検討会は、農林水産省及び国土交通省が招集する。

2 検討会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 農林水産省及び国土交通省は、第3条に規定する委員のほか、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求めることができる。

4 検討会は、原則として公開する。

5 配付資料は、原則として公開する。

6 議事要旨については、原則として本検討会終了後速やかに作成し、公開する。

7 個別の事情に応じて、検討会又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。

(経費の支払)

第6条 検討会の開催に必要な旅費、謝金等の経費は、農林水産省及び国土交通省がそれぞれ外部に委託した事業者（以下「委託事業者」という。）において支払業務を行う。

2 委託事業者は、検討会の委員に対し適切な謝金を国の支払基準に準じて支払う。

3 委託事業者は、検討会の委員に対し適切な旅費を国の旅費規程に準じて支払う。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、農林水産省生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室及び国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要領は、令和2年10月28日から施行する。

横浜国際園芸博覧会具体化検討会 委員名簿

賀来 宏和	千葉大学大学院園芸学研究科客員教授
岸井 隆幸	日本大学理工学部土木工学科特任教授
北川 フラム	アートディレクター
隈 研吾	東京大学特別教授・名誉教授
柴田 道夫	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
保井 美樹	法政大学現代福祉学部・人間社会研究科教授
横張 真	東京大学大学院工学系研究科教授
涌井 雅之	東京都市大学特別教授
和田 新也	一般社団法人日本造園建設業協会会長